

## 社会福祉法人米沢弘和会

### 求職者支援訓練「介護初任者研修科」学則

#### (開講目的)

第1条 求職者を対象に介護員養成研修（介護職員初任者研修課程）を実施し、介護職員としての必要な基礎的知識・技能の習得及び倫理観を醸成することで、老人介護施設・医療機関等での就業を目指す人材の育成を目的とする。

#### (研修事業の名称)

第2条 本研修事業の名称は、求職者支援訓練 介護初任者研修科(短時間)とする。

#### (研修事業者の名称・所在地・代表者名)

第3条 本研修は、次の事業者（以下、「当法人」という）が実施する。

名 称：社会福祉法人米沢弘和会

所 在 地：山形県米沢市大字築沢3046番地

代表者名：理事長 佐藤 博

#### (研修会場)

第4条 講義、試験及び演習会場は次の通りとする。

サンファミリア米沢研修室（所在地：山形県米沢市塩井町塩野520番地）

#### (研修期間)

第5条 令和6年10月16日～令和6年12月13日

#### (受講資格)

第6条 山形県内外の最寄りの公共職業安定所に求職申込みを行っており、公共職業安定所長が訓練の必要性を認めたものとする。

#### (訓練対象者)

第7条 訓練対象者は、公共職業安定所長の受講指示、受講推薦又は支援指示を受けた者とする。

- (1) 受講指示の対象者は、公共職業安定所に求職申込みをした雇用保険法(昭和49年法律第116号)第15条第1項の受給資格者、同法第39条第2項の特定受給資格者、又は国家公務員法退職手当法(昭和28年法律第182号)第10条の規定に

該当する者とする。

- (2) 職業訓練を受講することが再就職の促進に資すると判断される場合、公共職業安定所長は、(1)以外の者に対しても受講推薦、又は支援指示を行うことができるものとする。

(募集定員)

第8条 受講定員は、10名とする。

(受講申込手続き)

第9条 受講申込の手続きは次の通りとする。

- (1) 受講希望者は、山形県内外の最寄りの公共職業安定所に対し、「受講申込書」に必要事項を記載し、期日までに受講の申込みを行うものとする。
- (2) 当法人は、受講決定者に対し「選考結果通知書」により通知を行うものとする。

(受講料)

第10条 受講料は無料とする。

(受講料以外の費用)

第11条 受講料以外の自己負担となるものは、下記の通りとする。

- (1) 教材テキスト費 5,500円
- (2) 補講費用(1時間) 1,000円
- (3) 修了証明書の再交付 1,000円
- (4) 健康診断料等 実費負担

(教職員組織)

第12条 本研修を実施するにあたり、次の教職員を置く。

- (1) 養成施設の長 1名(社会福祉法人米沢弘和会 理事長 佐藤 博)
- (2) 課程編成責任者 1名(社会福祉法人米沢弘和会 執行役員 大武 政通)
- (3) 講師 若干名(社会福祉法人米沢弘和会所属の有資格者)

(使用教材)

第13条 使用する教材は、下記の通りとする。

「介護職員初任者研修テキスト：全文ふりがな付き」(中央法規出版)

(研修カリキュラム及び開講時間)

第14条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、初任者研修指定申請書様式第2-1号(日程表)に記載のカリキュラムの通りとする。

(遅刻・早退・欠席者の取り扱い)

第 15 条 遅刻・早退に関しては、理由の如何にかかわらず欠席扱いとする。

- 2 欠席者で、やむを得ない事情と認められる者については、次回以降の講座において、該当科目の補講を受けることができる。当法人はあらかじめ補講候補日を文書等にて通知し、受講生はその通知に従い補講を受講しなければならない。

(補講)

第 16 条 欠席した場合は、前条の補講を受講することにより、当該科目に出席したものとみなす。

(修了認定方法)

第 17 条 研修修了の認定方法については、次の通りとする。指定されたカリキュラムを全て履修し、且つ以下の 4 段階の評価基準において全科目の評価が C 以上の受講者が修了者として認められる。

評価	評価基準	合否
A	90 点以上～100 点	合格
B	80 点以上～90 点未満	
C	70 点以上～80 点未満	
D	70 点未満	不合格

(修了証明書の交付)

第 18 条 修了を認定された者は、当法人において「修了証明書」を交付する。

(修了証明書の再交付)

第 19 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。受け取りは原則本人が当法人に来訪するものとする。

(修了者管理の方法)

第 20 条 修了者については、氏名・生年月日・修了研修課程・修了年月日・修了証明書の番号を記載した名簿を作成・管理し、終了後既定の様式により知事に報告する。

(公表する情報)

第 21 条 公表すべき情報は、ホームページ上で公表する。(http://www.y-kouwakai.jp/)

(個人情報の保護)

第 22 条 当法人が知り得た受講予定者及び受講者に係る個人情報は、当法人の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うものとする。

2 受講者は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

(その他研修に係る留意事項)

第 23 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合には、研修の中止、又は延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定する等受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じるものとする。

(施行細則)

第 24 条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当法人がこれを定める。

(附則)

この学則は、令和 5 年 9 月 1 日より施行する。

令和 6 年 7 月 1 0 日一部改定